

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

福島厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、20 万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額が、私の所持する給与賞与明細書上の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 14 年 10 月 1 日の定時決定により、13 万 4,000 円とされていることが確認できる。

しかしながら、A社が社会保険事務所に提出し、平成 14 年 8 月 14 日に社会保険事務所が確認した同年の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によれば、申立人の標準報酬月額は、20 万円と決定されたことが確認できる上、申立人から提出された申立期間の給与賞与明細書によれば、20 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が控除されていることが確認できる。

また、年金事務所では、「申立人の標準報酬月額をオンライン記録に入力する際に、20 万円とすべきところ、申立人の上欄に記載されていた別の者の標準報酬月額 13 万 4,000 円を誤って入力した可能性が高いのではないかと思われる。」としている。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、20 万円であると認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 15 日から 40 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間にはA社（現在は、B社）に勤務していたが、この期間が脱退手当金として支給されていることを知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年7か月後の昭和44年3月28日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、支給決定日の直近の被保険者期間を含め、申立期間より後の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人がこれを失念するとは考え難い上、申立人は、支給決定日より前に、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和43年9月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月2日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月2日から同年5月1日まで

私は、昭和37年4月2日にA社に入社し、研修を受けた後、同年4月中に同社B支店に配属され、同年5月1日に同社同支店において厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、申立期間の被保険者記録が無い。入社から退職する平成16年6月17日まで、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び在籍証明書により、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社では、「申立期間当時、厚生年金保険の加入は、入社日と同日とする取扱いであり、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたと思われる。申立期間については、被保険者資格に係る届出を誤ったため、未加入期間となったと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、申立期間について、被保険者資格に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月13日は11万円、同年12月30日は8万8,000円、17年8月12日は10万8,000円、19年8月13日は12万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月13日
② 平成16年12月30日
③ 平成17年8月12日
④ 平成19年8月13日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を、年金額の計算の基礎となるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年8月13日は11万円、同年12月30日は8万8,000円、17年8月12日は10万8,000円、19年8月13日は12万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年2月29日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和31年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、B社）D工場における資格取得日を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月29日から同年3月1日まで
② 昭和31年3月1日から同年4月1日まで

私は、申立期間①については、昭和30年4月1日からA社がC社に吸収合併された前日の31年2月29日までA社に勤務していた。また、申立期間②については、同年3月1日から定年退職する平成8年3月31日までC社に勤務していた。しかし、両期間とも厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の同僚の証言等から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和31年3月1日にA社からC社D工場

に転籍)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和31年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人に係る雇用保険の加入記録、C社からの回答書、同社発行の在籍期間証明書及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し(昭和31年3月1日にA社からC社D工場に転籍)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社D工場における昭和31年4月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島国民年金 事案 730 (事案 276 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、申立期間当時居住していた A 市 B 地区の国民年金集金担当者から国民年金加入の誘いを受けていたので、時期は定かでないが、会社を辞めてしばらくしてから市役所に出向き加入手続を行った。申立期間当時は、私有家計を預かっており、毎月、自宅に集金に来てくれた担当者に国民年金保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、母と弟の国民年金保険料も一緒に納付したと証言しているところ、i) 母の国民年金の加入記録は確認できないこと、ii) 弟の加入記録によれば、申立期間の一部には、未納期間と未加入期間が確認できること、iii) ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「申立期間当時居住していた A 市 B 地区の国民年金集金担当者から国民年金加入の誘いを受けていたので、時期は定かでないが、会社を辞めてしばらくしてから市役所に出向き加入手続を行った。」と述べており、A 市 B 地区に居住している複数の者から、国民年金保険料の集金組織が存在した旨の証言を得ることができたところ、そのいずれも、申立人の国民年金保険料の納付について記憶していない上、申立人は、国民年金保険料の納付金額及び具体的な集金方法を記憶しておらず、国民年金手帳の記憶も無いことから、納付の詳細が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている者の資格取得日から、昭和39年3月頃と認められるところ、当該払出時点で遡って納付することとなる37年4月から39年2月までの国民年金保険料について、申立人は、まとめて納付又は遡って納付した記憶は無いとしている。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から46年3月まで
申立期間の国民年金については、私の母が加入手続きを行い、母自身及び私の姉の国民年金保険料と一緒に私の分も納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町（現在は、B市）が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間については未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月16日に払い出されたことが確認でき、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるところ、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続き及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は、病気のため聴取できず、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 62 年 9 月まで
申立期間の国民年金については、私の両親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市が作成した平成元年 9 月分の国民年金異動報告書、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出された被保険者の納付状況から、申立人の国民年金の加入手続は、同年 9 月頃に行われたものと認められ、この時点で、申立期間のほとんどの国民年金保険料は時効により納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の両親は、加入手続後、国民年金保険料をまとめて納付したことは記憶しているものの、加入手続の時期及び納付した国民年金保険料の金額等についての記憶は定かではないことから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月頃から25年2月13日まで

私は、昭和23年3月にA校を卒業し、同年4月頃にB市（現在は、C市）のD社に入社したので、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が25年2月13日となっているのはおかしい。調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にD社において被保険者資格を取得し、かつ、喪失した同僚を複数記憶していることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、昭和27年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が自身の入社時に既に同社に勤務していたと氏名を挙げている同僚の中には、申立人が記憶する自身の入社時期の10か月以上後に、被保険者資格を取得している者が確認できることから、同社では、全ての従業員について、入社後すぐに被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間にD社において被保険者資格を取得している複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
② 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 45 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

当時の給与明細書は既に破棄してしまっていたが、申立期間の一部の期間を含む預金通帳の給与振込記録の金額から推計すると、申立期間については、標準報酬月額が実際の給与総支給額よりも低く記録されていると思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社では、「詳細な資料は保管されていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」としているものの、同社が保管する申立人の「A社厚生年金基金加入員台帳」に記録されている申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、同僚二人が所持する申立期間に係る給与明細書に記録されている厚生年金保険料控除額は、当該同僚二人のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 6 年 8 月 1 日まで

私が所持する預金通帳によれば、給与振込額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているので、当該振込額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録の訂正の可否を判断することとなる。

申立期間のうち、平成 4 年 12 月から 5 年 9 月までの期間については、申立人から提出された預金通帳によれば、当該期間の A 社からの給与振込額は、オンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額となっていることは確認できるものの、申立人は、当該期間を含む申立期間の給与明細書等を所持していないことから、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間のうち、平成 5 年 10 月から 6 年 7 月までの期間については、申立人から提出された A 社発行の「健康保険・厚生年金保険料の改定について（定時改定）」において、5 年 11 月 15 日支給の同年 10 月分給与以降、厚生年金保険料として 1 万 8,850 円を控除する旨の記載が確認できるところ、当該保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

額と一致している。

さらに、申立人が入社当時にA社と取り交わしたとする「雇用契約書」に記載されている賃金は、オンライン記録上の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、不自然さはみられないことに加え、オンライン記録についても、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

加えて、A社では、申立期間当時の資料等を保管しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。